

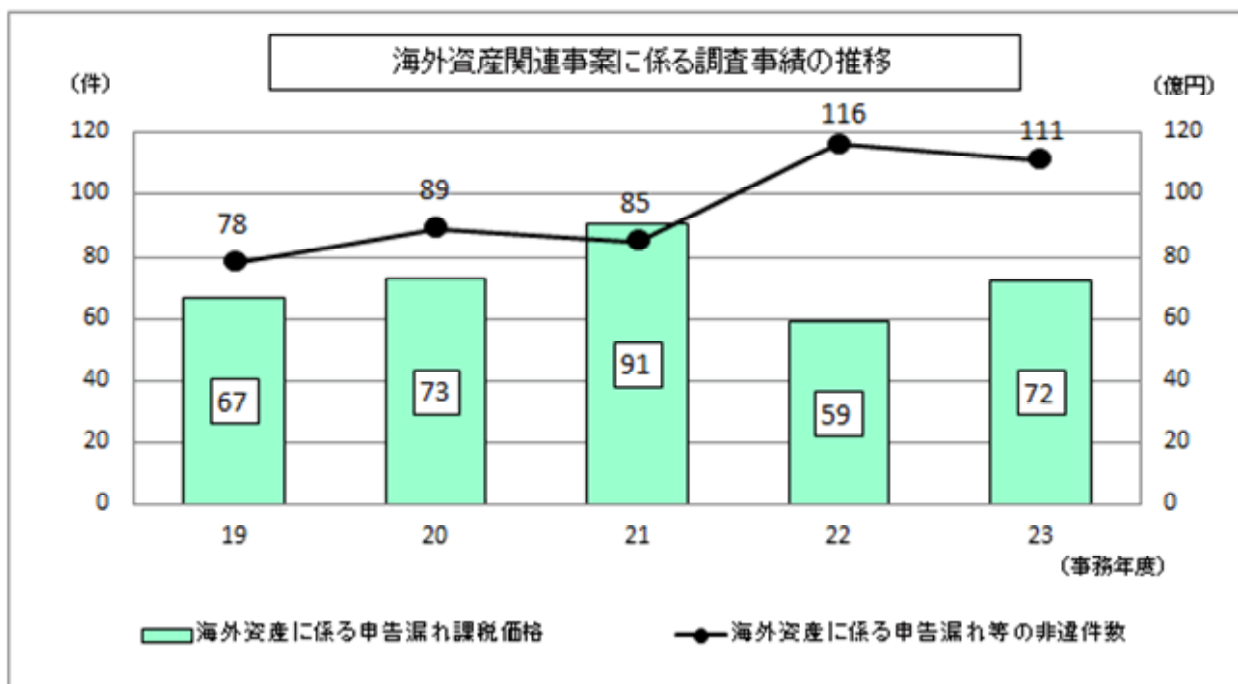
『国外財産調書の提出について』

来年の国外財産調書の提出有無にご注意を！

皆様は日本のみならず海外に財産を所有されている方も多いことでしょう。来年からはじまる国外財産調書制度は、海外に多額の財産を所有されている日本居住者にとっては面倒な手続きが増えることを意味しています。今回は、この国外財産調書制度について、お届けします。

なぜこの国外財産調書制度が？

海外資産関連の調査は、近年重要視されている項目です。国税庁が昨年11月に公表した「平成23事務年度における相続税の調査の状況について」によれば、海外資産に係る1件当たりの申告漏れ課税価格は6,478万円でした。同資料内では、今後も積極的に海外資産関連の調査を実施していく旨が述べられています。



国税庁HP「平成23事務年度における相続税の調査の状況について」より

それでは、海外資産を個人が所有しているかどうか、国税庁はどのように把握するのでしょうか。

個人が所有する海外資産を国税庁が把握する方法のひとつとして、租税条約の相手国との間で情報交換制度を活用することが挙げられます。また、故人の経歴や家族の渡航歴（留学や海外赴任など）によって海外資産を所有している可能性があれば調べていくこともあるでしょう。しかし、これだけでは把握をするのに限界があります。そのため、国は新しい制度を設けました。この新しい制度とは、来年から始まる国外財産調書制度です。この国外財産調書制度により、さらに海外資産の把握に努めていくようです。今回はこの制度の適用開始時期が近づいていることから、同制度について確認をしておきましょう。

国外財産調書制度

国外財産調書制度により、その年の12月31日現在の価額（原則時価）の合計額が5,000万円を超える海外資産（国外財産）を所有する日本の居住者は、所得税の申告有無に限らず、必要な事項を記載した国外財産調書とその年の翌年3月15日までに税務署へ提出しなければなりません。

財産を記載した調書といえば、その年分の総所得金額が2,000万円を超えた場合に提出する「財産債務明細書」がありますが、下表のとおり、国外財産調書と異なる点はいくつかあります。

年分の所得		2,000万円以下		2,000万円超	
年末の国外財産		5,000万円以下	5,000万円超	5,000万円以下	5,000万円超
財産の所在地	国内	-	-	「財産債務明細書」を提出	「財産債務明細書」を提出 (国外財産は国外財産調書に記載するため、国内財産分のみ記載)
	国外	-	「国外財産調書」を提出		「国外財産調書」を提出

上表のとおり、所得金額に関係なく、年末の国外財産がいくらあるのかがポイントです。具体的には5,000万円をボーダーラインとして、5,000万円を超えていれば所得金額や確定申告の有無にかかわらず、国外財産調書を提出しなければなりません。

財産債務明細書にはない“罰則”にも注意

国外財産調書は財産債務明細書にはない、罰則規定が設けられています。具体的には、故意に国外財産調書を提出しなかった又は虚偽記載があった場合には、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金が科されます。さらに、国外財産から生じた所得等の申告漏れや無申告が発覚した場合の罰金が加重されてしまいます。罰則規定は平成27年1月1日以後の違反行為から適用されるものの、加重適用は平成26年1月1日以後提出すべき国外財産調書に係るものから適用されます。この点にも十分注意しましょう。

国外財産調書制度に対応した海外資産の信託の活用

国外財産調書の提出に該当しない方法として、以下の信託が活用されます。

1. この信託の目的

資産保全、リスクヘッジで国内より海外に持ち出した海外資産の効率的な管理

2. 信託活用の効果とメリット

- (1) 信託を活用することで、海外金融機関にある金融資産を国内財産とし、国外財産の申告を扶養することが可能。
- (2) 海外金融機関の金融商品を信託を通じて運用することで海外金融機関との手間のかかるやり取りを専門家である受託者に任せる
- (3) 受益権を子供たちに贈与することも検討。ポートフォリオで運用を継続しながら、計画的な贈与を行うことも可能
- (4) 運用の成果への課税は源泉徴収で対応

税務署長 殿
年 月 日

平成〇〇年12月31日分 国外財産調書合計表

住所 <small>（日本国及びその領土を指す）</small>	〒	住所	
	氏名		
	性別	職業	電話番号 (自宅・勤務先・携帯)
	男 女		
生年月日		財産調書の明細書の提出者	印
番号			番号

(単位は円)

財産の区分	価 額	財産の区分	価 額
1 土 地		保険の契約に関する権利	
2 建 物		株式に関する権利	
3 山 林		預 託 金 等	
4 現 金		12 そ の 他 の 財 産	組 合 等 に 対 する 出 資
5 預 貯 金			信 託 に 関 する 利 権
6 有 価 証 券			無 体 財 産 権
7 貸 付 金			
8 未 収 入 金			
9 書 画 骨 とう 品 美 術 工 芸 品			
10 貴 金 属 類		その他の財産 (上記以外)	
11 動 産 (上記1、9、10以外)		合 計 額	

備 考

税 理 士
署名押印
電話番号

整理欄	区 分	A	B	C	D	E	F	G	H	I
	具 動	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
	通信日付印 (年月日)	(. . .)								